

令和9年度リージョナルシアター事業 実施要綱

1 目的

一般財団法人地域創造（以下「地域創造」という。）は、公共ホールの活性化と創造的で文化的な芸術活動のための環境づくりに寄与し、あわせて公共ホール職員等の企画・制作能力の向上と創造性豊かな地域づくりに資することを目的として、演劇の表現者（演出家等）（以下「アーティスト」という。）を公共ホールに派遣し、地方公共団体等との共催により演劇の手法を使ったワークショップを実施する。

2 対象団体

次の団体を対象とする。

- (1) 地方公共団体
- (2) 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者として指定を受け、公の施設の管理を行う法人その他の団体
- (3) 地域における文化・芸術活動の振興に資することを目的として設置された、公益財団法人等（（2）を除く。）のうち、地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している法人で地域創造が特に認めるもの

3 実施団体の決定

地域創造は、2に規定する団体から提出された事業申込書等をもとに審査し、予算の範囲内で当該事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）を決定の上、当該実施団体に対して速やかに通知する。

決定に当たっては、当該事業を実施したことがない団体を優先するが、過去に当該事業を実施した団体であっても、市町村合併の有無、公共ホールの管理者の変更、当該事業についてのスタッフの習熟度等の事情を考慮することができる。

4 事業内容

実施団体は、演劇の手法を使った学校でのワークショップ、教員や行政職員、ホール職員を対象にした研修会、地域の人々に向けたワークショップなど、地域独自の事業を実施する。

また、当該事業実施の機会を一過性に終わらせることのないよう、事業実施後の展開も想定して事業を実施し、当該事業の最終日にはアーティスト等とのフィードバックを行うこと。

なお、派遣するアーティストは、別紙のアーティストの中から地域創造が決定する。

(1) 事業日程

原則として3泊4日以内を2回、または5泊6日以内を1回とする。

なお、事業実施に向けて、アーティスト等による現地下見を1泊2日で実施し、ワークショップ実施場所の下見や打合せ等を行う。

(2) ワークショップの実施時間

計840分以内でワークショップを実施する。

5 経費負担

(1) 地域創造が負担する経費

アーティスト及びアシスタント（2名）の派遣経費（謝金、交通費（現地移動費を除く）、宿泊費等）

(2) 実施団体が負担する経費

①事業実施に要する経費

5（1）に規定する経費を除く事業実施に要する経費（会場使用料、機材使用料、現地移動費、消耗品等）

②その他

4（2）に規定する時間を超えてワークショップ等を実施する場合に要する経費

6 事業実施に対する支援

地域創造は、事業実施前に実施団体を対象として、事業の目的や効果などについての理解を深めるための研修会を開催する。

なお、参加に係る旅費等は実施団体の負担とする。

7 申込書類

令和9年度に本事業の実施を希望する対象団体は、事業申込書（別記様式1－1）及び実施計画書（別記様式1－2）を令和8年8月14日（金）までに地域創造に提出すること（地域創造必着）。

なお、2（2）及び（3）に該当する団体が申込みをする場合には、施設設置者又は出資者である地方公共団体の長の副申を受けること（別記様式1－3）。

8 その他

(1) 共催に関する表示

実施団体は、事業実施に際して作成される印刷物に、地域創造が共催している旨を表示すること。

【表示例】共催：一般財団法人地域創造、共催：（一財）地域創造

(2) 損害賠償の免責

事業実施に伴い発生した損害賠償等の責任について、地域創造は責めを負わないものとする。

(3) 関係書類の提出

地域創造は、この要綱に定めのある書類のほか、実施団体の決定等の審査に当たって必要な書類の提出を求めることができる。

(4) 情報提供

地域創造が全国の地方公共団体等に対して行う事業に関する情報提供等のため、資料提供を求めた場合や現地調査を行う場合は、実施団体は協力するものとする。

(5) その他

事務手続き、スケジュールその他細目について必要がある場合は別途定める。

また、その他事業の実施に関し疑義が生じたときは、地域創造及び実施団体が協議して決定する。